

設楽町 企業版ふるさと納税

設楽町の地方創生事業に
企業の皆さまのご支援をお願いします



「設楽町の5つの地方創生の取り組み」

地方創生事業	内容
設楽町で継続した暮らしを実現する	・地域の魅力づくりに向けて、地域課題の解決や地域活動の活性化を図る事業を展開します。
設楽町で働きたい方の希望を実現する	・農林業を始めとする地場産業の魅力化を図り、新たな雇用の場を創出します。 ・地域課題の解決につながるソーシャルビジネスの起業を促進します。
設楽町で暮らしたい方の希望を実現する	・地域の魅力を発信する仕組みを構築し、移住希望者等へ情報を提供します。 ・居住環境の整備及び滞在型の交流拠点整備を支援します。
設楽町での子育て希望を実現する	・子育てしやすい環境を整備します。 ・未来を担う人材育成を支援します。 ・地域唯一の高校、県立田口高等学校の魅力化事業を進めます。
設楽町に訪れた方の満足を実現する	・自然資源を活用した観光のまちづくりを進めます。 ・設楽ダムを活用した新たなツアー等を企画します。 ・魅力ある観光のまちづくりをめざします。



まちづくりシンポジウム



居住環境の整備



アウトドアスポーツイベント開催



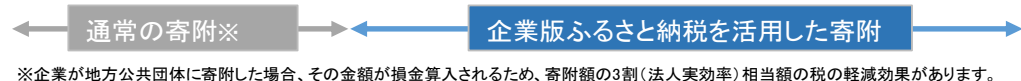
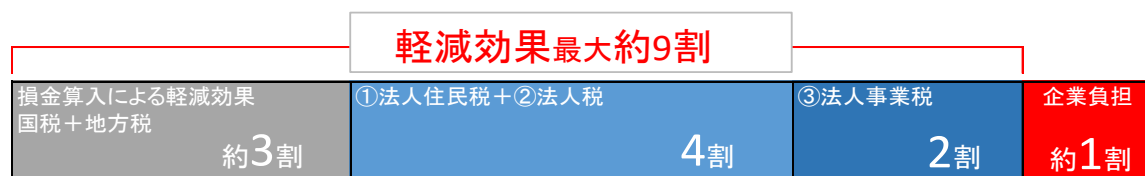
設楽ダム工事見学ツアー

地方創生応援税制 企業版ふるさと納税とは

概要 企業のみならず、設楽町の地方創生の取組に対して寄附された場合に、税制上の優遇が受けられる制度です。

要件

- ・対象となる寄附は、10万円以上です。
- ・寄附できる企業様は、設楽町外に本社(地方税法における「主たる事務所等」)がある企業様です。
- ・青色申告書を提出している法人であることが必要です。
- ・寄附の代償として、入札や許認可で便宜を図る等、設楽町から企業様への利益供与は禁止されています。



手続きの流れ

- ① 寄附の申し出**
寄附申請書に必要事項を記入の上、下記の提出先まで、ご提出ください。
※役場窓口へ持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかにてご提出ください。
- ② 寄附金の納付**
町より送付する「納付書」にて寄附金の納付をお願いいたします。※寄附金額、事業の進捗により、納付時期をご相談させていただく場合があります。
- ③ ご寄附企業のPR等**
公表のご了解をいただいた企業様を町ホームページでご紹介させていただきます。
- ④ 受領証の送付**
受領証を送付させていただきますので、法人関係税の申告時にご利用ください。

お問合せ先
ご提出先

設楽町役場 企画ダム対策課
〒441-2301 愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前14
電話:0536-62-0514 FAX:0536-62-1675
E-mail:kikaku@town.shitara.lg.jp

設楽町企業版ふるさと納税の
ホームページはこちらから！！



●対象事業や手続きの流れについては右面をご覧ください●

設楽町企画ダム対策課 TEL:0536-62-0514 mail:kikaku@town.shitara.lg.jp